

競技部門

部 門	距離
ファミリーコース (小学3年生以下は保護者 同伴とする)	1.5km
60歳以上の部	
小学生の部 (4年生以上各学年男女別)	2.0km
中学生の部(各学年男女別)	3.0km
高校生女子の部	
一般女子の部	
高校生男子の部	4.0km
一般男子の部	

【競技部門】 左表のとおり

大洲市に居住または、通勤・通学
している健康な人

【参加資格】

若宮堤防

▽折り返しコース

喜多小学校

▽受付、開会式・閉会式

【場所】

▽開会式 午前8時30分～9時10分

▽スタート 午前9時20分～

午前10時

▽受付

※雨天・荒天の場合は中止

【日時】 2月23日(日)

今回で37回目となる大洲市健康
マラソン大会を開催します。寒さ
に負けず、健康を保つためにも、
ぜひご参加ください。

がんばろう！大洲 第37回大洲市健康マラソン大会



【申込期限】 2月12日(水)

【申し込み・問い合わせ先】
大洲市スポーツ協会
(文化スポーツ課内)

☎241734 FAX235760

大洲市人権・同和教育研究大会講演会

市内各地で人権・同和教育を推進しているみなさんの実践報告および研究協議のため、標記研究大会を開催します。本大会では、差別の現実から深く学び、部落差別解消推進法の具現化を目指すため、次のとおり講演会を開催します。参加費は無料で、どなたでも参加できます。

【日時】 2月14日(金)

午後1時10分～午後2時40分

【場所】

国立大洲青少年交流の家

2階大ホール

【講師】石元 清英 先生

(一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所所長)

【演題】部落問題の現在(いま)を考える



【問い合わせ先】

人権啓発課人権啓発係 ☎24-1746

「宇宙講演会・大洲市」を開催します

人類史上初めて「ブラックホールシャドウ」の撮影に成功し、多大な貢献をした国立天文台の阪本成一教授をお迎えして講演会を開催します。子どもから大人まで楽しめる宇宙のお話です。

入場は無料です。みなさんのご来場をお待ちしています。



【日時】 2月8日(土)

午後1時～ ※開場：正午

【場所】大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール

【テーマ】宇宙への挑戦 講師 阪本成一 教授
～星と惑星の誕生、銀河の進化、ブラックホール～

【主催】大洲市教育委員会

【共催】伊方町教育委員会

【後援】自然科学研究機構 国立天文台、四国天文協会、えひめ星空キャラバン隊、愛媛理科の会

【問い合わせ先】

文化スポーツ課文化振興係 ☎57-9993

道路通行制限のお知らせ

街路若宮東大洲線について、道路改良工事のため、次のとおり通行制限を行います。

【路線名】

街路若宮東大洲線(市道大洲徳森線)

【制限区間】

約270メートル

【制限期間】

1月20日(月)～3月25日(水)

【制限の程度】

▽終日車両通行止め

▽歩行者は通行可能

【問い合わせ先】

都市整備課都市計画係

☎241719



市内すべての簡易水道事業を上水道事業に統合します

現在、大洲市の水道事業は、上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設事業、共同給水施設事業により運営しています。

簡易水道施設は山間部を中心に14施設ありますが、経営基盤が脆弱なことから、効率的な経営体制の確立を図ることが課題となっていました。そのようなことから、「安心・安全な水の安定した供給」を目的として、財政基盤の強化を図るために上水道事業との統合を決定し、統合に向けた管理体制整備を進めてきました。

これにより令和2年4月1日をもって、簡易水道事業を上水道事業に統合します。事業統合後の水道料金は現行のまま据え置き、改定はありません(ただし、田処・有久保・豊茂地区は除く)。

なお、飲料水供給施設事業、共同給水施設事業については、これまでどおりの運営となります。

【問い合わせ先】

水道課管理係

☎243753

被災者生活再建支援制度の受付期限が近づいています

被災者生活再建支援制度は、平成30年7月豪雨で被災した人の生活再建を支援する制度です。居住する住宅の被害に応じた「基礎支援金」および住宅の再建方法に応じた「加算支援金」が支給されます。また、県・市独自の「特別支援金」が別途支給されます。

支援金の申請期限が近づいていますので、該当する人は、申請の有無をご確認のうえ、お早めに手続きをお願いします。

【被災者生活再建支援法に基づく支援金申請】

▽基礎支援金 令和2年3月31日(火)まで

▽加算支援金 令和3年8月4日(水)まで

【県・市独自の特別支援金申請】

令和2年3月31日(火)まで

※対象者や支給額など、詳しくは、市公式ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係 ☎24-1758

おおずプレミアム付商品券の有効期限が迫っています

【利用者のみなさんへ】

取扱店舗での商品券の使用期限は、**2月29日(土)**です。未使用の商品券をお持ちの場合は、忘れずに、ご利用いただきますようお願いいたします。

※使用期限を過ぎた商品券は使えません。

※未使用商品券の返金はできません。

【取扱店舗のみなさんへ】

各店舗で使用された商品券の換金申請期限は、**3月10日(火)**です。期限内に換金取次窓口で申請手続きを行ってください。

※換金期限を過ぎた申請の受け付けは行いません。



【問い合わせ先】

商工産業課商工振興係 ☎24-1722

平成30年度大洲市水道事業会計の決算の概要

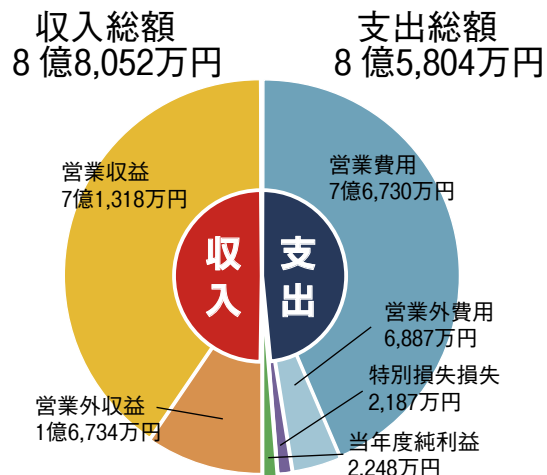
水道事業は、水道料金を主な収入源として、独立採算を原則とする企業会計により経営しています。
平成30年度水道事業会計の決算概要をお知らせします。

【収益的収支】

(水道水を各家庭に届けるための収支)

本市の水道事業における収入は、平成30年7月豪雨災害に伴う減免などを行った結果、給水収益を含む営業収益が前年度比6.9%の減となりました。

一方、支出は、維持管理費や施設の減価償却費などの増加により費用合計では前年度比3.0%の増となり、収支差引の結果、2,248万円の黒字決算となりました。

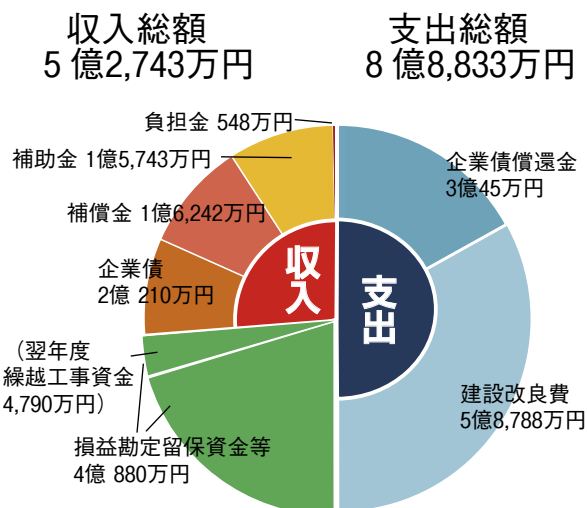


【資本的収支】

(水道施設を建設改良するための収支)

資本的収支では、建設改良事業を実施しました。老朽化した水道管や施設の更新事業が主なものですが、そのほかに公共下水道の整備に伴う水道管の布設替え工事や肱川広域河川改修事業に伴う菅田地区水源移転事業を行っています。

これらの財源は、企業債や県補償金、損益勘定留保資金などです。



【これまでの行財政改革の取り組み】

市町村合併以来、経費削減などの経営改善に取り組んでいます。

- ▽職員数を見直し、人件費を削減
- ▽隔月検針の実施による委託料などを削減
- ▽5%以上の企業債を繰り上げ償還し、低利の企業債に借り換え利子負担を大幅に軽減
- ▽下水道料金の事務受託収入の確保
- ▽水道使用料金の改定

減免措置などの理由により、平成30年度は営業収益が著しく減少しましたが、前年度に引き続き黒字決算とすることができました。しかしながら、管路をはじめとする水道施設の老朽化や耐震性の不足といった課題に直面していて、今後もさらに厳しい経営状況が続く見込みです。

将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくために、次年度以降も経営状況を徹底して見直し一層の経費削減に努めますので、水道事業に対するみなさんのご理解をお願いします。

【問い合わせ先】 水道課管理係 ☎24-3753

市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく

令和2年度分市県民税申告相談日程表

受付期間	相談会場
2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時 (土日・祝日を除く) ※河辺支所は、2月25日、 3月2日、9日は申告相談 ができませんのでご注意 ください。	本 庁：別館3階第2会議室 長浜支所：1階会議室 肱川支所：3階第2会議室 河辺支所：3階第3・第4会議室

※期間中は混み合いますので、お待たせする場合があります。

【本庁管内】

地 区	期 日	受付時間	会 場
大 川	2月25日(火)	午前9時～午後3時	大川連絡所
菅 田	2月26日(水)	午前9時～午後4時	菅田連絡所
三善・八多喜	3月6日(金)	午前9時～午後4時	八多喜連絡所
上 須 戒	3月9日(月)	午前9時～午後3時	上須戒連絡所
新 谷	3月10日(火)	午前9時～午後4時	新谷連絡所
柳 沢	3月11日(水)	午前9時～午後3時	柳沢連絡所
平 野	3月12日(木)	午前9時～午後4時	平野連絡所

【長浜支所管内】

地 区	期 日	受付時間	会 場
櫛生・出海	2月27日(木)	午前9時～午後4時	櫛生福祉センター
大和・豊茂	2月28日(金)		大和公民館
長浜・沖浦 喜多灘★	3月2日(月)～4日(水)		長浜支所1階会議室
白滝・柴・戒川	3月5日(木)		白滝公民館

【肱川支所管内】

地 区	期 日	受付時間	会 場
全 域★	2月19日(水)～21日(金)	午前9時～午後4時	肱川支所

【河辺支所管内】

地 区	期 日	受付時間	会 場
全 域★	2月18日(火)	午前9時～午後4時	河辺支所

※★印の付いている日は、集中日として職員を増員しています。

【問い合わせ先】

税務課市県民税係 ☎24-1711 長浜支所 ☎52-1111 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

【申告期間】

2月17日(月)～3月16日(月)
※土日・祝日は除く。

【申告の必要な人】

令和2年1月1日現在、大
洲市に住所がある次の人が対
象です。

▽平成31年・令和元年中に、
営業・農業・不動産・生命
保険などの満期金・個人年
金・配当金などの収入があ
った人

▽給与所得者で次に該当する人
・パートやアルバイト、平成31
年・令和元年中に退職した人
で、年末調整をしていない人

・給与以外の所得があった人

【申告の必要がない人】

▽税務署に所得税の確定申告
書を提出する人

▽給与所得のみで、勤務先か
ら給与支払報告書が市役所
に提出されている人

【申告に必要なもの】

①印鑑
②給与・年金収入のある人は
「源泉徴収票」

③収入や経費の算出に必要な
「帳簿・明細書・領収書」など

④社会保険料控除のある人は
「国民健康保険税、介護保
険料、国民年金などの領収

書または控除証明書」

⑤生命保険料控除、地震保
険料のある人は「支払保
険料の証明書」

⑥医療費等控除を受ける人は
「医療費の領収書」「高額療
養費、保険金などで補てんさ
れた金額の分かるもの」など

※③～⑥の領収書などは、平
成31年・令和元年中に支払
ったものに限ります。

※マイナンバーの記載と本人
確認書類(番号確認書類・
身元確認書類)の提示また
は写しの添付が必要となり
ますのでご注意ください。

【お願い】

▽医療費等控除を受ける人や、
営業・農業・不動産などの
収入があり収支計算が必要
な人は、事前に合計額を計
算のうえ、お越しく下さい。

▽申告がないと、課税・所得
証明書の発行や、国民健康
保険税の軽減措置を適用す
ることができない場合があ
ります。

▽税務署から確定申告の案内
があった人、また所得税の
還付を受ける人は、必ず税
務署で申告してください。

大洲税務署からのお知らせ

所得税・消費税・贈与税の確定申告は、正しく、お早めに

【確定申告期間】

▽所得税および復興特別所得税

2月17日(月)～3月16日(月)

▽贈与税

2月3日(月)～3月16日(月)

▽個人事業者の消費税（地方消費税含む）

3月31日(火)まで

※土日・祝日は、相談および申告書の受け付けは行っていない。

マイナンバーの記載について

所得税・消費税・贈与税の確定申告書については、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ご注意ください。

また、郵送などによる提出の際には、本人確認書類の写しの添付をお願いします。

なお、e-Taxにより申告手続きを行う場合には、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

【本人確認書類の例示】

例1：マイナンバーカード

例2：通知カードと運転免許証など

確定申告は便利なe-Taxで

e-Taxを利用すると

【自宅などからネットで申告】

税務署に行かなくても、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅などからネット（スマートフォン・パソコン）で提出（送信）できます。

また、スマホ専用画面をご利用いただける人の範囲も広がっています。

【24時間いつでも利用可能】

メンテナンス時間を除き、いつでも利用可能です。

【還付がスピーディー】

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

※自宅などからe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。

【添付書類を提出省略】

生命保険料控除の証明書などの添付書類は提出不要です（自宅で保管）。

e-Taxのご利用には事前に準備が必要です

【マイナンバーカード（電子証明書）の取得】

住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。

※マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問い合わせください。

【ICカードリーダーライタを用意】

マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタを家電量販店やインターネット販売などでお求めください。マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公的認証サービスポータルサイト」でご確認ください。

マイナンバーカードやICカードリーダーライタをお持ちでない人も

【用意するもの】

▽ID（利用者識別番号）▽パスワード（暗証番号）

※発行を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカードおよびICカードリーダーライタが普及するまでの暫定的な対応です。

【問い合わせ先】 大洲税務署 ☎24-3115 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

えひめ結婚支援センター
「ボランティア推進員」募集

愛媛県が開設した「えひめ結婚支援センター」では、独身男女の出会いを応援する「ボランティア推進員」を募集しています。イベントのお手伝いを通じて、幸せな結婚をサポートする愛のキューピッド役として活動する人をお待ちしています。

また、ボランティア推進員の希望者を対象に説明会を開催しますので、興味のある人は、ぜひご応募ください

※事前申し込みが必要です。

※えひめ結婚支援センターは県が開設した公的機関であり、県から委託を受けた（一社）愛媛県法人会連合が運営しています。

【ボランティア推進員とは】

出会いイベント参加者のお手伝いと、そこで誕生したカップルのフォローを行います。また推進員の中から「愛結びサポーター」として登録された人は、お見合い事業「愛結び」でのカップルのフォローを行います。

※婚活中の人、婚活関連業の人はご応募できません。

大洲地区説明会

【日 時】 2月15日(土) 午後3時～5時 ※受け付け：午後2時30分～

【場 所】 大洲喜多法人会事務所<会場番号④> (大洲市中村210-39 尾張屋ビル2階)

【申し込み方法】

氏名・電話番号・会場番号を記入のうえ、メールにて申し込みしてください。

【申し込み先】 office@msc-ehime.jp

【問い合わせ先】

えひめ結婚支援センター (松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館 敷地内別館)

☎089 (933) 5596 FAX 089 (947) 4251 URL : <https://www.msc-ehime.jp>

広告代理店を募集します

大洲市では、市の各種広告媒体に有料広告を掲載しています。令和2年度も次のとおり、広告代理店を募集します。

広告には掲載できない内容や表現がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【募集期間】 2月3日(月)～28日(金)

【広告種類】 窓口用封筒

【封筒規格・数量】

A5サイズ対応封筒約5,000枚およびA4サイズ対応封筒約35,000枚、またはA4サイズ対応封筒約40,000枚

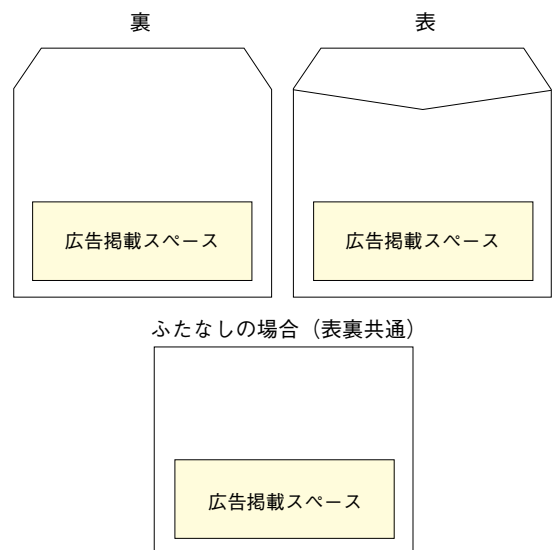
【募集内容】

上記封筒を製作および無償提供していただける広告代理店1社

※広告主募集は、広告代理店が行ってください。使用期間は、令和2年9月から令和3年8月までの1年間です。

掲載位置について

広告は、封筒の表面積および裏面積のそれぞれ35%未満とします。



【問い合わせ先】 市民生活課戸籍係 ☎24-1710

令和2年度肱川河川愛護モニター募集

国土交通省では、河川愛護モニターを募集します。

主な仕事は、河川管理者（大洲河川国道事務所）へ肱川に関する情報を伝えていただくことです。

詳細は、ホームページをご覧ください。

【活動内容】

▽日常の生活の中で知り得た肱川に関する情報を定期（月1回）または随時に連絡

▽モニター会議（意見交換会、年に1回程度）への参加

【活動範囲】

▽肱川左岸（河口～祇園大橋）

▽肱川右岸（河口～祇園大橋）

▽畑（祇園大橋～畑の前橋）・

春賀（祇園大橋～生々橋）

▽大洲左岸（畑の前橋～富士橋）

▽大洲右岸（生々橋～富士橋）

▽矢落川左岸

（生々橋～金刀比羅橋）

▽矢落川右岸

（生々橋～金刀比羅橋）

※活動範囲ごとに1人程度募集

【応募資格】

満20歳以上で、活動範囲の近隣に居住する人

【任期】

令和2年4月1日より1年間

【手当】

月額2800円（令和元年度実績）

【選考方法】

応募多数の場合、地域活動経験などを参考に、年齢・居住地など総合的に勘案して選考します。

【応募期限】

2月28日（金） 午後5時必着

【応募方法】

次の事項を記入のうえ、官製はがき・ファクス・メールまたは持参のいずれかでご応募ください。

▽住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業

▽応募理由

▽活動範囲の希望（第1・2希望）

▽河川愛護モニターの経験の有無

▽所属団体など

▽地域活動への参加経験など

【申し込み・問い合わせ先】

〒795・8512

大洲市中村210

大洲河川国道事務所 河川管理課

☎246517 FAX245331

E-mail:skr-oozuka52@mlt.go.jp

http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について

令和元年11月22日（金）に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、法に基づき、対象となるハンセン病元患者のご家族に対し、国から補償金が支給されることとなりました。

詳しくは次のとおりとなりますのでご確認ください。

【補償金の対象となる人】

平成8年3月31日までの間に、ハンセン病の発病歴・国内などに居住歴のある人と次の①から⑦の関係にあったことがある人であって、現在、生存されている人が対象です。

①配偶者 ②親、子

③1親等の姻族などであって、ハンセン病歴のある人と同居していた人

④兄弟姉妹

⑤祖父母、孫であって、ハンセン病歴のある人と同居していた人

⑥2親等の姻族などであって、ハンセン病歴のある人と同居していた人

⑦曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めいであって、ハンセン病歴のある人と同居していた人

【補償金の額】

▽①から③の補償金額 180万円

▽④から⑦の補償金額 130万円

【補償金の請求手続き】

請求書を厚生労働省の補償金担当窓口へ郵送してください。

請求書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、補償金担当窓口へ郵送を希望することもできます。

【請求期限】 令和6年11月21日

【問い合わせ先】

厚生労働省 補償金担当窓口

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局補償金担当

☎03（3595）2262

E-Mail:hoshoukin@mhlw.go.jp

※受付時間 午前10時～午後4時

（土日・祝日・年末年始を除く）